

契約書

「**氏名・会社名**」（以下「甲」という。）と株式会社 **GLOW FLAG**（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対して提供する、**LINE・L ステップ**学習及び営業支援サービス『**タカクステップ**』に係る契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結する。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し、下記内容の役務（以下「本件役務」という。）を提供する。

記

役務の名称：**LINE・L ステップ**学習及び営業支援サービス『**タカクステップ**』

役務の内容：

- ① **LINE** 公式アカウント構築スキル学習動画教材
- ② **L ステップ**構築スキル学習動画教材
- ③ 営業に関する動画教材
- ④ 運用成功事例など勉強会アーカイブ
- ⑤ **LINE・L ステップ**営業資料と原稿
- ⑥ 費用対効果試算シート
- ⑦ 弁護士作成の契約書その他資料
- ⑧ 営業用 **L ステップ**プロアカウント
- ⑨ 運営講師（八倉）との **Zoom** による完全個別コンサル
- ⑩ 受講生とのグループコンサル
- ⑪ 運営代表（高橋）への **Zoom** による相談会
- ⑫ **Discord** 内の質問環境
- ⑬ **Discord** 内の仕事の受発注環境
- ⑭ 勉強会の参加権利
- ⑮ オフ会の参加権利
- ⑯ **L ステップ**代理店報酬の受領権利

役務の提供時間：

- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑫⑬：常時視聴・使用することが可能
- ⑨：合計 4 回まで利用可能
- ⑩：参加希望者が定員に達し次第開催
- ⑪：毎月 1 回を目安に実施
- ⑭⑮：不定期開催
- ⑯：甲が受注した **L ステップ**契約の代理店報酬（10%）が対象

第2条（役務の対価）

1 甲は、乙に対し、以下に定める区分に従い受講料を支払う。

決済方法	合計金額 (税込)	消費税 (10%対象)	支払内訳	決済手数料 (5%対象)
銀行振込 (一括)	657,800 円	59,800 円	一括払い	なし
銀行振込 (2 回払い)	657,800 円	59,800 円	初月：328,900 円 翌月：328,900 円	なし
クレジットカード (1 回～24 回払い)	690,690 円	69,069 円	毎月引落 (1 回～24 回)	32,890 円

なおクレジットカード分割払いの場合、甲利用のクレジットカード会社への分割手数料が別途発生する可能性があるが、この分割手数料に関して乙は一切の関与を持たない。

第3条（役務提供期間）

1 本契約に基づく役務提供期間は、初回支払日から6ヶ月間とする。

2 前項の役務提供期間を満了した受講者も、第1条「役務の内容」記載の役務を全て受けることができる。但し、乙は、業務運営上その他相当の理由により、⑧⑩⑪⑭⑮の内容を変更し、または提供を終了することができる。

第4条（契約期間）

本契約締結日は購入日とし、本契約の期間は、購入日から6か月間とする。

但し、前条第2項については、本契約の満期を経過しても有効に存続する。

第5条（クーリング・オフ）

甲は、乙に対し、次の各号に従い、本契約をクーリング・オフすることができる。

① 特定商取引法に基づく契約書面を受け取った日から起算して8日間以内であれば、書面又は電磁的記録により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができる。

② 甲が、クーリング・オフに関して、乙が威迫したことにより困惑して、クーリング・オフを行わなかった場合には、甲は、乙が改めて、クーリング・オフができる旨を記載した書面を交付し、甲がこれを受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によってクーリング・オフをすることができる。

③ クーリング・オフの効果は、甲が契約を解除する旨を記載した書面又は電磁的記録を乙に対して発信した時に生じる。

④ ①及び②に記載するクーリング・オフがあった場合において、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品の販売契約についても解除することができる。

⑤ ④に記載する契約の解除の効果は、甲が契約を解除する旨を記載した書面又は電磁的記録を乙に対して発信した時に生じる。

⑥ クーリング・オフ及び④に記載する契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはない。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価、その他の金銭の支払義務はない。既に対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができる。

第6条（解約と返金）

甲が本契約を解約する場合、乙の故意または重大な過失がない限り、甲は既に支払った金額についてその返還を求めることはできず、また、残存する全ての分割支払金について、乙が指定する方法により速やかに支払うものとする。

第7条（購入を要する商品）

甲が、本件役務の提供を受けるにあたり、購入を必要とする商品はない。但し、甲の進捗状況に応じ、会議ツールやチャットツールなどの使用を推奨することがある（Zoom やチャットワークなど）。当該ツールを購入するかは甲の判断によるものであり、甲は自らの負担で当該ツールの使用をする。また、会議ツール等の通信サービスを利用する場合、甲の利用料金は甲が負担する。

第8条（事業者等）

本契約に基づき甲に本件役務を提供する事業者等は、以下のとおりとする。

事業者名：株式会社 GLOW FLAG

電話番号：080-4501-7231

代表者：高橋 晃一

本契約締結担当者：高橋 晃一

メールアドレス：contact@glowflag.jp

第9条（知的財産権）

本サービスに関する著作権等の知的財産権（以下「知的財産権等」という）は、乙に帰属し、本サービスは日本及びその他の国の著作権法ならびに関連する条約によって保護されおり、甲は乙の知的財産権等を侵害することはできない。

第10条（秘密保持）

1 甲は、本契約により取得した本件役務の内容（動画コンテンツ、各種資料、乙による添削の内容等を含むが、これらに限られない）の全てを第三者に開示ないし漏えいしてはならない。

2 甲が前項に違反し、これにより乙に損害が発生したときは、甲は乙に対し、乙に生じた損害を賠償する義務を負う。

第11条（禁止事項等）

1 甲は、本契約に基づく役務の提供を受けるに当たり、次の各号に定める行為を行ってはならず、また、これらの行為を他人が行うことを助長してはならない。

- ① 本契約に違反する行為
- ② 乙や他人の権利（著作権等を含むが、これらに限られない。）を侵害する行為
- ③ 違法行為や差別的行為
- ④ 乙や他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を傷つける行為
- ⑤ 事実と反する情報を流布する行為
- ⑥ 他の受講者または第三者になりすまして、役務の提供を受ける行為
- ⑦ 役務の提供を通じて取得した他人の個人情報を、当該他人の同意を得ることなく第三者に提供する行為
- ⑧ 乙または他人のコンピューター・システムまたはネットワークへの不正アクセスを試みる行為
- ⑨ コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用し又は提供する行為
- ⑩ 乙の役務の提供を妨害する行為（乙に対する直接の妨害行為のほか、乙の関係者や他の受講者等他人に対する妨害行為を介して甲を妨害する場合や、インターネット上に乙、乙の関係者、他の受講者等他人に関する情報を投稿し、その権利を侵害する場合を含むが、これらに限られない。）
- ⑪ その他、1号から10号に準じる行為であって、本契約に基づく役務の内容に反する行為

2 甲が、前項各号のいずれかに違反したときは、乙は、甲に対し、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。

3 前項により、甲に損害が生じたとしても、乙が一切これを賠償する責任を負わないことを確認する。

第12条（暴力団の排除）

甲が次の各号の一に該当したときは、乙は、何らの通知催告を要することなく本契約を解除することができる。

- ① 甲が暴力団または暴力団関係者であることが判明したとき。
- ② 甲が自ら又は第三者を利用して、乙に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いるなどした場合。

第13条（損害賠償の不負担）

甲は、乙に対し、乙が前条により本契約を解除した場合のほか、甲が暴力団員または暴力団関係者であることを理由として詐欺・錯誤等に基づき本契約を終了したことにより、甲に損害が生じたとしても、乙が一切これを賠償する責任を負わないことを確認する。

第14条（役務提供の停止、変更、終了）

1 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、役務の全部又は一部の提供をいつでも停止することができるものとする。

- ① 役務の提供のために乙が利用する他社のサービス（映像配信サービス、チャットアプリサービス等を含むが、これらに限られない）が停止または廃止した場合
- ② 役務の提供のために乙が利用するシステムまたは通信回線等が停止した場合
- ③ 地震、火災、風水害、停電等の天災事変その他非常事態の発生した場合
- ④ その他、乙が役務の提供を停止することが必要であると判断した場合

2 前項により甲に損害が生じたとしても、乙が一切これを賠償する責任を負わないことを確認する。

第15条（免責事項と保証）

甲は、本契約に基づく役務の提供は成果の保証するものではなく、仮に甲において期待した成果を得ることができなかつたとしても、乙は、甲に対し、何らの責任を負うものではないことを確認する。但し甲は、第1条役務⑨の提供完了時点（合計4回）において、第2条の受講料以上の受注金額成果が生まれていない場合は、受注金額成果が受講料以上の金額になるまで運営講師からのチャットサポートを受けることができる。

第16条（個人情報の取扱い）

乙は、甲の個人情報を、プライバシーポリシーに

（<https://glowflag.jp/wp-content/uploads/2022/07/plivacypolicy.pdf>）に則り、適切に取扱うものとする。

第17条（損害賠償）

甲または乙は、故意又は過失により本契約に定める内容に違反し、これにより相手方に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。但し、乙の損害賠償負担額は第2条に定める受講料を上限とする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

第19条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（契約締結の方法）

本契約は、甲が乙の提示する契約内容について、申込ページ上において確認・理解のうえ、「契約内容に同意する」旨のチェックボックスにチェックを入れ、決済を完了した時点で、申込に基づく事前合意（以下「仮契約」という）が成立するものとする。

その後、甲が乙の指示に従い、別途電子署名によって本書に同意し、乙がこれを確認した時点をもって、正式な契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

なお、仮契約期間中においても、乙は甲に対して第1条に定める役務の一部または全部を提供することができるものとし、甲はこれに対する支払義務を負う。

甲及び乙は、本契約の成立を証するため、本契約書に電子的方法による署名押印をし、各自保有する。

日付:

甲:

乙:

北海道札幌市中央区南一条西十六丁目1番地323 春野ビル3F
株式会社 GLOW FLAG
代表取締役 高橋 晃一